

平成29年度 第4回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 平成29年12月25日(木) 午前10時～11時50分

II. 開催場所 大和市役所会本庁舎5階 第5会議室

III. 出席状況 委員 9人

池田勝彦委員(会長)、高橋政勝委員(職務代理)、小川幸一委員、
斎藤久美子委員、四ノ宮和仁委員、瀧本隆行委員、松本正重委員、
三沢勝雄委員、山本やす子委員

事務局：環境農政部長ほか8人(所管課含む)

IV. 公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

V. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

1 会長あいさつ

2 議題

(1) 「大和市環境基本計画」の改定について

3 その他

B. 資料

- ・資料1 大和市環境基本計画(案)概要版
- ・資料2 大和市環境基本計画(案)本編
- ・資料3 環境基本計画改定に係る質疑等一覧

C. 審議内容など

- ・「環境基本計画改定に係る質疑等一覧」により質疑に対する回答(※1)を中心に説明が行われ、審議を行った。

(※1)回答は別紙のとおり

(※2 資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しく下さい。)

(1) 「大和市環境基本計画」改定に関する質疑・意見等

委員：神奈川県は、昨年環境基本計画を策定し、国は現在パブリックコメントを実施しており、国・県ともに抜本的な見直しをしている。しかし大和市は、従来の計画を基本的には延長していくという考えのようだがそれでよいのか。また、国・県は分散型のエネルギー政策を進めていくようだが、そのあたりの記載もなく、県と市の役割分担も漠然としていて具体的ではないのではないのか。

事務局：市としても今までの延長ではなく、目指す環境像を長期的に捉えた中で、新たな計画ということでの認識のもと計画を改定している。分散型電源についても承知しているが、再生可能エネルギーの活用を進めていくことにより、結果的に分散型にもなっていくものと捉えている。更に今後は、燃料電池の普及なども考えているが、まずは温暖化対策として取り組みを進めていく。

委員：小型焼却炉に関する記載で安全性の確認とは何か。「市民の役割」「事業者の役割」が曖昧で、市民は何をすればいいのかわからない。具体的な記載はできないのか。

事務局：一定の大きさの焼却炉は届け出が必要なため、ダイオキシン類への対応として小型焼却炉についても掲載している。

事務局：野焼きは禁止しているため、一定の基準を満たしていない焼却炉についても野焼きとみなして市で指導している。

委員：禁止しているのならば、「使用しないよう努める」ではなく「禁止する」と記載したほうが市民にとってはわかりやすい。法律も変わっており、実情と一致しないような記載と思われる。

事務局：記載内容については検討する。

委員：資料3の2.(3)①の「市外に委託する焼却灰」とあるが、委託先はどこか。

事務局：本市の最終処分場は埋め立てが完了しており、現在、焼却灰は県外で処分している。焼却灰の大部分は資源化し、一部を埋め立てている。

委員：すべて業者が行っているのか。

事務局：業者へ委託しているのは、運搬と処分である。

事務局：焼却灰の約 90%を資源化している。リスク分担という考え方もあり、県外 3 社へ委託しており、路盤材などに製品化されている。委託先 3 社がある自治体へは事前協議を行い、その自治体の許可を得ている事業者へ委託し、残りを埋め立てているが、埋め立ても複数箇所へ委託している。

委員：費用がかかるのではないか。

事務局：同様な委託を行っている市があるので毎年状況を確認しているが、経費が右肩上がりになるような状況にはなっていない。

委員：水銀は、過去に水俣病などの問題になった経緯があるので確認するが、水銀処理はどのように行っているのか。

事務局：10 月 1 日から排出に関する制度改正があり、平成 30 年 4 月からは排出規制に関して法改正があると聞いている。市の関連施設の中で排出規制の該当施設は、北部浄化センター及び環境管理センターの 2 施設であり、他に水銀の排出事業所はないことを確認している。

委員：法律が改正されたからということではなく、従来からも調査は実施しているはずである。

委員：家庭の中で使われている水銀を、扱い方を知らずに捨てている場合もあると思う。厳しい法律ができたのだからきちんと取り上げたほうがよい。

事務局：法改正についてはきちんと対応しているが、改めてしっかりと確認しておく。

委員：水銀は、スマートフォンや携帯電話などの部品にも含まれていると思うが、それを処分する事業者の方々も大量に扱うので大変危険だと思う。

事務局：携帯電話などには様々な金属が含まれているが、市では、小型家電回収ボックスを市内に設置して、資源とは別に収集している。収集後は環境管理センター内で仕分けし、その後の処理は業者へ委託している。

委員：最近では携帯電話を含め電子機器に水銀は使われていない。蛍光管の一部に使用されているが、以前に比べ随分減っている。

委員：資料3の2.(2)③の「環境基準を満たしていることを記載すべきではないか」という提案について確認したい。

事務局：資料2の3-3に目標の解説を記載している。「水」についての目標値は、環境基準を上回る設定をずしてしている。

委員：私たちが生きていくには、必要不可欠なものとして水が挙げられる。河川だけでなく、水道水についても取り上げてはどうか。

事務局：水道の所管は神奈川県のため直接的な記載は難しい。市としては、河川の水質や土壌、地下水の状況を見ることで、間接的に安全性につなげることができるものと考ええる。

委員：資料2の3-2の数値目標についてだが、生物・産業の目標値は50%、景観は40%と少ない。50%以下を目標値としているのはなぜか。

事務局：市民アンケートを数値目標にしている。実績としては、低い数値であることから、現実を見据えたうえで、生物は45%を50%に、景観は25%を40%にと目標を少し高く設定している。

委員：子どもたちが「ふるさと大和」に自信が持てるようなまちづくりの手伝いが出来たらと思い確認した。

委員：これまでの目標値がわからないため比較がむずかしい。目標値については、もう少し情報を加えてもよいのではないかと思う。

委員：資料2の2-17のダイオキシン濃度の経年推移だが、平成26年度から平成27年度に極端に下がっている理由は何か。

事務局：土壌調査については、グラフの単位が0~20pgのため大きく変化しているように感じてしまうが、環境基準の1,000 pg以下であれば問題ない。また、調査地点が毎回違うため、数値にバラつきが生じてしまう。

委員：調査地点が毎回違うことに問題はないのか。また、高い数値が出た場合に追跡調査は行わないのか。

事務局：高い数値が発生源の近くで測定されたような場合には、同じ地点を調査するが、現時点では環境基準を満足しているため毎回違う場所を調査している。

委員：調査地点は住宅地か工場の近くか。

事務局：住宅地だけとか工場の近くに偏ることはなく、市内を均等に調査しており、環境基準を超えたことはない。

委員：グラフに環境基準を記載すれば疑問は解消されると思う。しかし、定点観測をしていないことは問題だと思う。

事務局：グラフの表示方法については検討したい。

委員：市庁舎の建物自体の環境問題についてだが、LEDの普及計画などはあるのか。

事務局：現在、具体的な計画はないが、過去には補助金を活用して高効率の照明や、LEDなどを設置した場所もある。

委員：企業などは指導もあり、一斉にLEDに変えている。

事務局：市庁舎はLEDに変えているところは少ないが、蛍光灯などの照明については間引きし、適宜消灯しており節電を徹底している。

委員：水銀の処理に対する指導は行っているか。

事務局：市民が、蛍光灯などの水銀が含まれているものを出す時には、分別して出すよう指導している。収集後も分けて保管し、専門業者へ委託している。

委員：資料2についても、資料1と同様にページを表示したほうが読みやすい。

事務局：製本する時点では通し番号とする。

委員：可燃ごみと不燃ごみを市民は回収日に分けて出しているが、事業所は分けて出さなくても受け入れていると聞いたが、そのようなことはあるのか。

事務局：事業所の不燃ごみは受け入れていない。事業系産業廃棄物として許可業者へ処理を依頼するよう指導しているので、そのようなことは決してないものと認識しているが、再度現場に確認しておく。

委員：資源を分別して出しているが、自治会でも高齢化が進み、新聞などはリサイクルステーションへ持っていくことが難しくなった世帯が増えてきている。可燃や不燃のように自宅の敷地内に出すことができればよいと思うが、それもなかなか難しい。高齢化とごみの問題についてもこの計画の中で触れてもよいのでは。

事務局：資源の回収方法について高齢化に伴う課題であると認識しているが、新聞の販売店回収なども解決策の一つではないかと捉えている。回収に対する将来的な課題については、「一般廃棄物処理基本計画」の中で記載している。

委員：高齢化とごみの問題については考えなければならぬと感じている。例えば、「認知症1万人時代に備えるまちやまと」を宣言し、新たな事業などを始めているが、ごみの問題についても、大和市らしい何かいいアイデアがあればと思っている。また、編集については、委員の意見を取り入れて、わかりやすくまとめていただきたい。

(2) その他

特になし

・質疑終了後、次回の環境審議会の開催予定について説明した。

<閉会>

1. 計画の基本的事項

(1) 国や県は、新たな計画を「策定」と表現しているが、今回の計画を「見直し」や「改定」と表現しているが、なぜか。

- ・本市の環境基本計画は、当初策定時より「望ましい環境像」を目指すための環境の施策の基本的な方向性を指し示す計画として位置付けている。
- ・「望ましい環境像」の実現に向け、一貫性を保ちつつ取り組んでいくことを基本的な前提としたうえで、施策の方向性については、社会情勢等を考慮し、改変していくことを踏まえ、「改定」としている。
- ・なお、名称について、法律や条例による決まりはない。

2. 環境要素ごとの現況と課題、施策の体系

(1) 空気について。概要版では「PM2.5 への関心の高まりを踏まえ、県と連携し監視に取り組んでいます。」としているが、本編では、「県と連携して被害の防止に努めています。」と表現している。概要版の表現の方が適切ではないか。また、PM2.5 の測定局は、本市にいくつあるのか。(参照 資料1 P3、資料2 P2-6)

- ・PM2.5 については、県が測定するが、被害防止のための情報提供については、市が市民に発信することから、整合を図った表現を検討する。
- ・また、PM2.5 の測定については、県が市役所と深見台交差点付近の2箇所を観測をしている。本市独自の監視施設等はない。

(2) 水について (参照 資料2 P2-7、P3-2)

① 県の水質監視のデータベースでは、PH (ペーハー・水素イオン濃度)、BOD、SS (浮遊物質)、DO (溶存酸素量) 値が毎月報告されている。なぜ、環境基本計画では、BODしか取り上げないのか。

- ・環境基本計画では、水質を図る代表的な指標として、これまでもBODを取り上げている。
- ・BODについては、水域の種類により環境基準が定められており、水質を図る代表的な指標である。
- ・PH、SS、DOについても、測定値を「やまとの公害」の中で公表している。また、「やまとの公害」については、市のホームページでも公開している。

② 数値目標を、境川は3mg/l、引地川は2mg/lとしているが、この水域の種類と求められる環境基準値を明らかにして、市民がこの数値の意味を認識できるようにしたほうがいいのでは。また、この目標の設定は、県の見直しを前提にしたものなのか。

- ・本市においては、さまざまな水質改善の取り組みにより、河川の水質は改善傾向にある。環境基本計画においても、この水質改善の状況を踏まえ、環境基準よりも高い目標設定を

しており、「これらの数字が水質汚濁負荷の少ない上流域に適用される水準であること」を、第3章で記載している。

- ・なお、神奈川県内において、境川の3mg/lの類型に該当する河川は、酒匂川下流などが該当する。引地川の2mg/lの類型に該当する河川は、中津川（相模川の支流）、酒匂川上流などが該当する。
- ・「環境基準の類型」の変更については、現時点で具体的な情報はないが、改善実績をふまえて、引き続き、数値改善を目指していく。

③市が公表しているBODの数値は、日間の年間平均か。また、BODとともに、全窒素濃度、全リン濃度の経年推移のグラフを掲載しているが、これらについても環境基準を満たしていることを記載すべきではないか。

- ・生活環境の保全に関する環境基準は、年間の日間平均値で評価する。
- ・BODについては、環境基準点における75%値が基準値以下であるものを達成地点としている。75%値とは、年間の日間平均値の全データ（n個）をその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目の値である。
- ・また、全窒素濃度、全リン濃度については、河川における環境基準の規定はないが、河川への「生活排水の負荷量」を監視するために調査は、実施している。
- ・計画において、「個別指標」として取り扱っていたため、経年推移のグラフを記載しているものである。
- ・今後も、全窒素濃度、全リン濃度の経年推移を継続して監視し、河川流域への生活排水流入量の推移の把握に努める。

(3) 有害化学物質について（参照 資料2 P4-21）

①排ガス中のダイオキシン類濃度、市外に委託する焼却灰、焼却飛灰中のダイオキシン類濃度の管理も必要ではないか。また、「ダイオキシン類濃度」という表現が正確ではないか。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法（第28条第1項から第3項）により、廃棄物焼却炉の設置者は、その設置した施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度などを、毎年一回、自主測定を行って、その結果を県知事へ報告している。
- ・本市は、環境管理センター、北部浄化センターに焼却炉を有しているため、同センターにおいてダイオキシン類濃度の測定を実施して、その結果を県知事へ報告している。なお、測定結果についての問題はない。
- ・また、市外に処理を委託する焼却灰、焼却飛灰についても、同法に基づき、ダイオキシン類濃度を測定し、その測定結果を「清掃事業の概要」の中で報告し、ホームページでも公表している。
- ・市内外を問わず、設置事業者は、県知事に報告することになっている。報告がない事業者や、排出を超過した事業者に対しては、同法に基づき、県知事による立入検査、指導等が実施されているものと認識している。

- ・計画本文中の「ダイオキシン」と記載されているものについては、「ダイオキシン類」と修正する。

②小型焼却炉について、現在市内で許可され稼働しているものはあるか。また、市民・事業者の役割についての表現は、適切ではないと思われるがどう考えるか。

- ・小型焼却炉に係る法規制については、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」がある。
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の届出対象は、火床面積 0.5 m²以上又は焼却能力 50 kg/h が対象となり、これを下回る焼却炉は対象外となる。
- ・また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制」は、すべての廃棄物焼却炉が対象となり、空気の通風、燃焼室内の燃焼ガスの温度測定装置の設置などが該当する。
- ・届出に関する事務は、県が実施しており、市内で届出対象となる焼却炉は、「環境管理センター」、「浄化センター」である。なお、届出対象未満の焼却炉については、届出の必要がないので、設置数を把握していない。
- ・焼却炉の使用に伴う苦情があった場合に、市では、現地確認を行い、指導等の対応をしている。
- ・これらを踏まえ、「市民・事業者の役割」の記述について、検討する。

③排ガス中の有害化学物質としてダイオキシン類を取り上げているが、水銀についても、取り上げる必要があると思うが、どう考えるか。

- ・平成 29 年 10 月より、廃棄物処理法省令等の改正に伴い、水銀を使用した産業廃棄物の取扱いが変更になったことは承知している。
- ・なお、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物収集運搬業者への許可は、神奈川県知事が行っている。
- ・本市としては、許可を受けた業者において、適切な処理がなされるものと考えている。
- ・また、大気汚染防止法等の改正（平成 30 年 4 月 1 日予定）に伴い、水銀排出者への排出基準の遵守を義務付けているが、本市においては、「環境管理センター」と「北部浄化センター」の焼却施設が対象となることが考えられ、適正な対応ができるよう準備している。
- ・水銀だけではなく、ごみ処理に伴う公害防止については、環境要素「資源」における市の役割として、今後も対応することを踏まえ、計画の記載を検討する。

④PCBや、アスベストなどの管理は県市でどのように役割分担されているのか。

- ・本市における PCB 廃棄物は、交換等で使われなくなった受変電設備の高圧トランスや蛍光灯の安定器などがある。
- ・本市での保管は、法の基準に合致した保管施設で行い、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任して、法に基づく年 2 回の定期点検を実施し、県に報告しているほか、安全のため毎月現場の確認を行うなどの安全管理を徹底している。

- ・また、公共施設以外の状況については、所有者において、適切管理するとともに、県への届出を行い、廃棄については、国、県などの関係機関において適切に指導等が行われていると考えている。
- ・アスベストについては、すべての公共施設において、撤去等の必要な措置が完了している。
- ・アスベストにおける健康被害や大気汚染に関する対応は、県で行い、建築リサイクル法に係る届出は、市の建築指導課が行うことになっている。

(4) 産業について。環境マネジメントシステムの実践は、製造業、建設業などに限らず、全業種で取り組むべきテーマではないのか。(参照 資料2 P2-18、P4-24~25)

- ・現況と課題では、農工商に分類し、工業の課題として記載しているが、あくまでも代表的な課題として記載したものである。
- ・環境マネジメントシステムの実践については、全業種で取り組むべきもので、第4章の施策の体系の中では、商業においても役割として記載をしており、製造業や建設業に限らず、全業種で取り組むべき課題であると認識している。

(5) 地下水の汚染、土壌汚染が計画にとりあげられていない。地下水、土壌の測定については、県マターなのか。有害物質が検出された場合、発生源の特定、防止対策は県の責任か。(参照 資料2 P2-24、4-35~36)

- ・地下水に関する測定結果については、市が実施しており、その結果は、「やまとの公害」で公表している。
- ・また、検出結果を受けた対応については、県と連携し、市で調査を行い、発生源の特定に努めている。原因が判明した際は、当該有害物質を使用した者に指導を行うこととしている。
- ・なお、土壌については、土地の所有者が調査、対策を行うことになっている。
- ・本計画においては、地下水の水質測定、土壌汚染の防止を市の役割として記載している。

(6) 「資源」の中で扱う「ごみ」は、一般廃棄物だけを指しているのか。市民一人あたりのごみ排出量に、し尿や浄化槽汚泥、事業系ごみは含まれるのか。(参照 資料2 P2-26、P3-2)

- ・ここでの数値目標である市民一人あたりのごみ排出量は、家庭系ごみの数値を算出したものであり、し尿、浄化槽汚泥、事業系ごみは含まれない。

(7) エネルギーについて。国や県の計画では、「再生可能エネルギー等の分散型電源」との表現がされている。「再生可能エネルギー」より「分散型電源」の方がよいのでは。(参照 資料2 P2-28、P4-41~43)

- ・国や県において、分散型電源の調査研究が進められ、計画などで「分散型電源」という表現を用いているものもある。
- ・本市では、地球温暖化の防止の取り組みを進めていくこととし、引き続き「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの普及」の2つの方向を軸として、その時の社会情勢にあわせて施策を展開していく。

3. 計画の目標

(1) 環境要素「水」の数値目標であるBODについて。すでに目標を達成しており、さらに高い目標を設定すべきでは。特に、引地川は他市の影響を受けにくい点も考慮すべきではないか。(参照 資料2 P3-2)

- ・水質汚濁防止法に基づき、境川及び引地川については、神奈川県が市と協議して、測定に関する計画を策定している。
- ・測定については、平成12年に水質汚濁防止法が移譲されたことに伴い、大和市が実施している。
- ・「平成29年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」において、境川のBOD基準値は、8mg/l以下、引地川のBOD基準値は、5mg/l以下と定められている。
- ・よって、境川3mg/l・引地川2mg/lという目標値は、環境基準値よりも高い目標となっている。

(2) 環境要素「緑」の数値目標である保全緑地契約面積等について。より前向きな数値の検討をすべきでは。(参照 資料2 P3-2)

- ・保全緑地契約面積とは、6つの森及びふるさと軸(境川・引地川沿い)の緑地の山林等の所有者と賃貸借契約を結んだ面積の合計である。このほか、大和市みどり基金で購入した土地を含んだ合計面積を「保全緑地契約面積等」としている。
- ・これらの保全には、所有者の意向、共有名義、相続など所有に係る課題もあることから、契約締結に至らない箇所、契約解除になる箇所が存在する。
- ・緑の保全に対する理解を促し、契約面積を広げていくことが市の役割であり、協力していただくことが市民の役割であることから、双方の協力により緑地を保全するという観点から、この数値目標としている。

4. その他

(1) シリウスについて。大和市のシンボルでもある「シリウス」を、屋外でも大きな木の下ベンチで談笑や、読書ができるようなレイアウトにできないか。

- ・テラス部分に緑を配置するなど、建物緑化におけるの施しは行われており、施設周辺への植栽についてのご意見があったことについては、関係部署へ伝える。